

千葉市公告第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、千葉都市計画南部土地区画整理事業の変更、千葉都市計画幕張台土地区画整理事業の変更の案を次のとおり縦覧します。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに千葉市に意見書を提出することができます。

令和7年8月18日

千葉市長 神谷俊一

1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画土地区画整理事業

- (1) 南部土地区画整理事業
- (2) 幕張台土地区画整理事業

2 都市計画を定める土地の位置及び区域

- (1) 千葉市中央区蘇我三丁目及び蘇我五丁目の各一部
- (2) 千葉市花見川区幕張町一丁目の一部

3 縦覧期間

令和7年8月18日（月）から9月1日（月）まで
（午前8時30分から午後5時30分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く）

4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所4階 都市計画課

5 意見書の提出方法及び期限

(1) 提出方法

住所、氏名等を記載した書面を、市長あてに都市計画課（窓口又は郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市都市局都市部都市計画課）まで提出してください。

(2) 提出期限

令和7年9月1日（月） （当日必着）